



# Tax watch update

2009 年 12 月

Issue 11

はじめに	2
個人所得税 (PIT)	2
法人所得税	3
外国契約者源泉税	3
付加価値税	3
税関	4
その他	4



## はじめに

Tax watch update の過去号と同様にして、ご参考のためにベトナムの税規則に関する最近のいくつかの変更点を以下に記しました。こうした変更点やその影響あるいは事業機会についてご検討後、お問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

## 個人所得税(PIT)

### 不動産譲渡にかかる個人所得税

税務局の 2009 年 9 月 24 日付け Official Letter 3929/TCT-TNCN は不動産購入権に関する資本拠出契約の譲渡時、または不動産購入契約の譲渡時に、個人による不動産譲渡に対して課税される個人所得税の計算方法に関して追加的なガイダンスを提供しています。

これに加え、財務省の Official Letter 13594/BTC-TCT によると、家屋または土地所有権の譲渡所得は 1 物件に限って個人所得税を免除されます。税金を既に申告のうえ国庫に納付している場合、納税者は税金還付を申請する権利があります。

### 2008 年に初めてベトナムに入国した外国人従業員の個人所得税確定申告

税務局の 2009 年 8 月 7 日付け Official Letter 3221/TCT-TNCN は 2008 年からベトナム国内で就労開始した外国人従業員の税務について、以下の如く定めています。

- ▶ 2008 年の滞在期間が 183 日以上の場合、居住者として課税されます。
- ▶ 2008 年の滞在期間が 183 日未満の場合、非居住者として課税される選択肢を与えられます(ベトナムを源泉とする 2008 年の総所得に対して 25%)。2009 年以降の課税に関しては、2009 年から適用される個人所得税の規定に基づいた外国人従業員の居住地位に依存します。

### 控除可能手当

Official Letter 3221/TCT-TNCN では更に、企業方針に沿って従業員に支給した諸手当、例えば年功手当や職階手当等は、適用法規に基づいて支給したものを除き、通常通り個人所得税の課税対象となることを強調しています。

### 短期就労または季節就労労働者の所得に適用される個人所得税の源泉徴収

税務局の 2009 年 9 月 21 日付け Official Letter 3847/TCT-TNCN は、就労期間 3 ヶ月以下の季節就労または臨時就労労働者に支給した所得に対して税率 10%の個人所得税を源泉徴収する必要があることを確認しています。事業体から得る所得が労働者の唯一の所得の源泉であり、かつ個人控除と扶養家族控除を控除後の推定年間課税所得が最低課税基準を下回ることが確認された場合、源泉徴収義務は免除されます。

## 法人所得税

### 工業団地に進出した事業拠点の税制優遇策

財務省の2009年10月9日付け Official Letter 14309/BTC-TCT は、2008年6月11日付け Official Letter 4191/BKH-PC と2008年8月7日付け Official Letter 9189/BTC-TCT に定められた原則を再確認しています。それによると、首相からの承認後に人民委員会委員長の署名した Decision に基づいて設立された工業団地は、「首相決定により設立された工業団地」として取り扱われます。従って、税制優遇策は適格投資案件に引き続き適用されます。

### 役務完遂前に発行した VAT インボイスの予備費用

税務局の2009年10月6日付け Official Letter 4121/TCT-CS はそのガイダンスの中で、役務完遂前に VAT インボイスを発行した企業は役務提供と関連した将来的な費用を未払い計上できると規定しています。未払い計上した費用が支払い期限までに全額支払われない場合、法人所得税の計算に際して損金算入可能費用とはみなされません。

## 外国契約者源泉税

### ハイブリッド方式

財務省の2009年10月9日付け Circular No. 197/TT-BTC の規定に基づき、外国契約者は外国契約者源泉税の納付にあたってハイブリッド方式(控除法に基づいて VAT を納付し、みなし方式に基づいて法人所得税を納付)の適用を認められることになりました。

Circular 197 では適格外国契約者と国内投資家に対し、契約署名日から20日以内の所轄税務当局への書面による登録(適格外国契約者)および通知(国内投資家)を要請しています。

なお、ベトナム側当事者は証憑書類が存在する場合、VAT に関する2008年12月26日付け Circular 129/2008/TT-BTC に基づいて外国契約者に代わって納付した VAT 部分の控除性を主張できます。

## 付加価値税



### 現場輸出取引を遂行する事業拠点に適用される0%の税率

税務局の2009年10月1日付け Official Letter 4021 によると、以下の諸条件を満たしていない現場輸出取引には0%のVATを適用できません。

- ▶ 物品を受け取る企業の名称と物品の引渡し場所を VAT インボイスに記載していること。
- ▶ 該当する輸出入活動が投資許可証の業務範囲に含まれること。

上記の諸条件を満たしていない場合、事業拠点は国内向けに物品を販売するかの如くVATを計算・納付する必要があります。

### 解散企業の VAT の取り扱い

税務局の Official Letter 4027/TCT-KK によると、営業登録証を既に取得し、かつ控除法による VAT 納付を登録した企業が解散する場合、投資段階にあって事業活動を開始しておらず、仮受 VAT を生じていなければ、投資に用いた物品・役務の購入にかかる仮払 VAT を控除することは認められません。

一方、当該企業が投資資産を清算し、これと関連した仮受 VAT を申告した場合、当該資産の購入にかかる仮払 VAT を控除するか、あるいは納付した税金の還付を申請できます。

## VAT インボイスの発行時期

税務局が 2009 年 10 月 13 日に公布した Official Letter 4198/TCT-CS によると、物品の所有権移転後にインボイスが発行された場合、輸出活動に従事する企業は購入物品にかかる仮払 VAT を控除できません。

## 税関

### 税関手続きの実施場所に関する規制緩和

税関局の 2009 年 9 月 22 日付け Official Letter No. 5637/TCHQ-GSQL は、投資案件のために物品を輸入する企業は物品輸入先の税関事務所または投資案件所在地の税関事務所で税関手続きを遂行できることを確認しています。

### リスク管理物品一覧

税関局の 2009 年 10 月 2 日付け Official Letter No. 5931/TCHQ-KTTT は最新のリスク管理対象物品一覧を規定しています。これには、自動車、バイク、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、ディーゼル・エンジン、ガス調理器、鉄・鉄鋼、建設用芝生、布地、酒類、ビールが含まれます。なお、HS コードと価格データベースの詳細も併記しています。

## その他

### 建設業界を対象とした土地所有権の形態による事業協力契約への資本拠出

建設省の 2009 年 9 月 29 日付け Official Letter No. 2086/BXD-HDXD は、土地所有権を第三者から賃借している事業体は事業協力契約への資本拠出にあたって当該土地所有権を使用できないと規定しています。従って、事業体による資本拠出は「（賃借）契約に基づき経済的価値を有する権利」と定義されます。

### 社会保険と関連した行政処分に関する Decree 草案

労働傷病兵社会福祉省は最近、社会保険領域の行政処分に関する政府発行の 2007 年 8 月 16 日付け Decree 135/2007/ND-CP に優越する Decree 草案を配布しました。それによると、罰金の上限は現行の 2,000 万ドンから 3,000 万ドンに引き上げられる見通しです。これに加え、違反事業体は公共通信媒体を通じて公表されます。

### 年次休暇期間中に就労する従業員に対する給与の最低 300%支給義務

労働傷病兵社会福祉省の Official Letter No. 3917/LDTBXH-LDTL は、従業員が年次休暇を翌年度に繰り越すことなく適用年度内に取得できるよう、雇用主は取り計ら必要があることを確認しています。雇用主が年次休暇の日程を組んでそれを従業員に通知したが、その後、年次休暇期間中の就労を従業員に要請した場合、雇用主は実際の給与の 300%を下回らない合意済みの金額を従業員に支給する必要があります。

## お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

<b>ナム・グエン</b> <a href="mailto:Nam.Nguyen@vn.ey.com">Nam.Nguyen@vn.ey.com</a>	パートナー
<b>フーン・ヴー</b> <a href="mailto:Huong.Vu@vn.ey.com">Huong.Vu@vn.ey.com</a>	パートナー
<b>カルロ・ナバロ</b> <a href="mailto:Carlo.Navarro@vn.ey.com">Carlo.Navarro@vn.ey.com</a>	パートナー
<b>ジェフ・シー</b> <a href="mailto:Jeff.Sea@vn.ey.com">Jeff.Sea@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>セーラ・ジャップ</b> <a href="mailto:Sarah.Jubb@vn.ey.com">Sarah.Jubb@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>タイン・チュン・グエン</b> <a href="mailto:Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com">Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
<b>ニャン・フイン</b> <a href="mailto:Nhan.Huynh@vn.ey.com">Nhan.Huynh@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
<b>チャン・ファム</b> <a href="mailto:Trang.Pham@vn.ey.com">Trang.Pham@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
<b>テー・ジャー・トラン</b> <a href="mailto:The.Gia.Tran@vn.ey.com">The.Gia.Tran@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
<b>ホアン・ヴー・ファン</b> <a href="mailto:Hoang.Vu.Phan@vn.ey.com">Hoang.Vu.Phan@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
<b>トウアン・ディン・ファム</b> <a href="mailto:Tuan.Dinh.Pham@vn.ey.com">Tuan.Dinh.Pham@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー

## 日系企業担当

**浅利 昌克**  
[Masakatsu.Asari@vn.ey.com](mailto:Masakatsu.Asari@vn.ey.com)

**中島 敬仁**  
[Takahito.Nakajima@vn.ey.com](mailto:Takahito.Nakajima@vn.ey.com)

**ハウ ミー スアン カオ**  
[Hau.My.Cao@vn.ey.com](mailto:Hau.My.Cao@vn.ey.com)

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万4,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供しておりません。

アーンスト・アンド・ヤングの組織は5つの地理的地域に分かれ、各ファームは次の事業体のメンバー企業であります。Ernst & Young Americas LLC、Ernst & Young EMEA Limited、Ernst & Young Far East Area Limited、Ernst & Young Oceania Limited。なお、これらの事業体は顧客に対して業務を提供しておりません。

詳細につきましては、[www.ey.com](http://www.ey.com)をご覧ください。

©2009 Ernst & Young Vietnam Limited.  
All Rights Reserved.

FEA no. 16000011

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般のガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。EYGM Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

[www.ey.com/vn](http://www.ey.com/vn)